

青森県報

第四百二十二号

令和四年
二月十四日
(月曜日)

目次

規則

- 青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則……………(健康福祉課) ……一
- 青森県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則……………(医療業務課) ……二

告示

- 難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地の変更の届出……………(同) ……三
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の指定制の辞退……………(同) ……三

公告

- 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(商工政策課) ……三
- 国土調査の成果の認証……………(農村整備課) ……四
- 都市計画事業の変更認可……………(都市計画課) ……四
- 右……………(同) ……四
- 建設業者の許可の取消し……………(中北地域) ……五
- 右……………(同) ……五
- 右……………(三八地域) ……五
- 右……………(同) ……五

出先機関

○道路の位置の指定……………(上北地域) ……六

公営企業

○青森県立中央病院冷温蔵配膳車等賃貸借契約に係る一般競争入札……………(病院長) ……六

規則

青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年二月十四日

青森県知事 三村 申吾

青森県規則第七号

青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

青森県災害救助法施行細則(昭和三十年四月青森県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第一条の二中「及び第二項に規定する救助」を「に規定する救助及び同条第三項に規定する救助(法第二条第一項の規定によるものに限る。)」に改める。

第六条中「及びその」を「が各通に記名押印し、かつ、その」に、「記名し、印を押さなければ」を「記名しなければ」に改める。

別表第一の一の1の(三)中「設置費」の下に「(法第四条第二項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる経費として知事が定める経費)」を加え、同1の(六)中「避難所」を「法第四条第一項第一号の避難所」に改め、「以内」の下に「とし、同条第二項の避難所を開設できる期間は、法第二条第二項の規定による救助を開始した日から知事が定める日までの期間」を加え、同表の六の3中「一月以内」を「三月以内(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設

置する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設

置された災害にあつては、六月以内)」に改め、同表の十二の1の(一)中「被災者」の下に「(法第四条第二項の救助にあつては、避難者)」を加える。

第一号様式の(その一)、第二号様式及び第三号様式中

「氏 名[㊦] を

(法人その他の団体については、その名称)」

「氏 名 に改める。

(法人その他の団体については、その名称)」

「氏 名[㊦] を

第五号様式中 (法人その他の団体については、そ

の名称及びその代表者の氏名

「氏 名

(法人その他の団体については、そ) に改める。

(の名称及びその代表者の氏名

第七号様式の(表)及び第八号様式中

「氏 名[㊦] を

(法人その他の団体については、その名称)」

「氏 名 に改める。

(法人その他の団体については、その名称)」

第十号様式及び第十二号様式中「氏 名[㊦]」を

「氏 名」に改める。

第十三号様式中「氏 名[㊦]」を「氏 名」に改める。

第十四号様式中「氏 名[㊦]」を「氏 名」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の青森県災害救助法施行細則別表第一の一の1の(三)及び(六)並びに十二の1の(一)の規定は令和三年五月二十日から、同表の六の3の規定は同年六月十八日から適用する。

青森県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第八号

青森県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

青森県医師修学資金貸与条例施行規則(平成十一年三月青森県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「[㊦]」を「[㊦]」に、

「連帯保証人 [㊦]」を「連帯保証人」に改める。

第四号様式から第七号様式までの規定中「氏 名 [㊦]」を

「氏 名」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第六十号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第六条第一項の規定により、医師を次のとおり指定したので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成二十六年厚生労働省令第二百一十一号)第二十一条第一号の規定により公表する。

令和四年二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定医の 区分	氏 名	主として指定難病の診断 を行う医療機関	担当 診療科 名称	指 定 年 月 日

医 難病指定	医 難病指定	医 難病指定
郎三上 穰太	町田 佳織	福徳 達宏
院むつ総合病	院青森県立中	院機構弘前病
丁目二の八	丁目一の一	町一
泌尿器科	小児科	整形外科
四・一・六	三・三・二七	令和 三・三・二〇

青森県告示第六十一号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第二百一十一号）第十九条の規定により、次のとおり指定医から主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同令第二十一条第二号の規定により公表する。

令和四年二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

変更に 変更前	区分 指定医 の区分	氏 名	主として指定難病の診断 を行う医療機関	担 当 す る 診 療 科 名	変 更 年 月 日
変更後	定難病指 定医	荒木 亮			
八戸市立市 民病院	院弘前記念病 院	八戸市田向三丁 目一の一	整形外科	令和 三・〇・一	

青森県告示第六十二号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第二百一十一号）第二十条第一項の規定により、次の指定医がその指定を辞退したので、同令第二十一条第三号の規定により公表する。

令和四年二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

医 難病指定	医 難病指定	区指定医の 分 氏 名	主として指定難病の診断 を行う医療機関	担 当 す る 診 療 科 名	指 定 辞 退 年 月 日
平岡 友良	山名 大輔	名 称 所 在 地			
協立クリ ニック	院機構弘前病 院	町一	外科	令和 三・三・三	

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和四年二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグアサヒ青森中央店
青森市東大野二丁目一の一三
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
1 株式会社横浜ファーマシー
弘前市大字末広二丁目二の一〇
代表取締役 荒川孝男
2 株式会社もち吉
福岡県直方市大字下境二四〇〇
代表取締役 森田長吉
- 三 青森市の意見の概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める保管基準及び処理委託を遵守し、適正に処理を行うこと。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

意見書の提出なし

五 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

令和四年二月十四日から同年三月十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

国土調査の成果の認証

五所川原市、平川市及び南部町が行つた次の地域に係る国土調査の成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

令和四年二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

五所川原市みどり町

平川市新屋町村元、新屋町道ノ下、新屋町田川、新屋町松下、新屋町松久、新屋町

上沢田、新屋町下沢田、新屋町北鶉野、新屋町松居、中佐渡前田、中佐渡上石田

南部町大字福田

都市計画事業の変更認可

八戸都市計画事業の変更認可について、令和四年二月一日東北地方整備局告示第十二号で告示されたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により次のとおり公告する。

令和四年二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画事業の種類及び名称

八戸都市計画道路事業三・三・八号白銀市川環状線（尻内工区）

二 施行者の名称

青森県

三 事務所の所在地

青森市長島一丁目の一

四 事業地の所在

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

都市計画事業の変更認可

八戸都市計画事業の変更認可について、令和四年二月一日東北地方整備局告示第十三号で告示されたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により次のとおり公告する。

令和四年二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画事業の種類及び名称

八戸都市計画道路事業三・五・一号沼館三日町線、三・四・二号本八戸駅南線及

び七・七・八号柏崎一丁目線

二 施行者の名称

青森県

三 事務所の所在地

青森市長島一丁目の一

四 事業地の所在

1 収用の部分

- 変更なし
- 2 使用の部分
なし

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社桜創建
- 二 代表者の氏名 櫻庭藍
- 三 主たる営業所の所在地 黒石市北美町二丁目五八の二〇
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―三）第二〇〇六九八号
- 五 取消年月日 令和四年一月十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和四年一月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社高橋設備工業所

- 二 代表者の氏名 高橋繁勝
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字松原西二丁目三の二六
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―一）第七二四三号
- 五 取消年月日 令和四年一月十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可 水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和三年十二月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社三秀建設
- 二 代表者の氏名 池田功
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字市川町字和野前山一七の四三三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―三）第一五六八〇号
- 五 取消年月日 令和四年一月十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可 解体工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和三年十二月十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 ことか宅建工業
- 二 氏名 小坂正年
- 三 主たる営業所の所在地 三戸郡階上町大字道仏字耳ヶ吠三の七一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一三)第三〇〇八〇九号
- 五 取消年月日 令和四年一月十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
 - 土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
 - 令和三年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

出 先 機 関

上北地域県民局告示第二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二月青森県規則第二十号)第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和四年二月十四日

上北地域県民局長 石 橋 豊

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
十和田市西一番町四三の一	五六・〇七メートル	六・〇〇メートル	令和 四・二・二

公 営 企 業

青森県立中央病院冷温蔵配膳車等賃貸借契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

令和四年二月十四日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

- 一 一般競争入札に付する事項
 - 次に掲げる物件の賃貸借期間における賃貸借料とし、その仕様等は、入札説明書のとおりとする。
 - 冷温蔵配膳車 二十三式
 - 下膳カート 二十三式
- 二 賃貸借期間
 - 令和四年五月一日から令和九年四月三十日まで(ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。)
- 三 納入期限及び設置場所
 - 入札説明書による。
- 四 入札に参加する者に必要な資格
 - 1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。
 - 2 令和二年五月十八日青森県告示第四百十二号(物品等の競争入札参加資格)の一又は令和三年二月十日青森県告示第八十二号(物品等の競争入札参加資格)の一の規定により、物品の借入れの契約についてAの等級に格付けされた者である

こと。

- 3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日施行。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。
- 4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。
- 5 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等
 - 1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。
- 2 提出時期等
 - (一) 入札への参加を希望する者は、申請書に関係資料を添えて、令和四年三月十一日までに青森県立中央病院長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。
 - (二) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。
- 3 提出場所
青森市東造道二丁目一の一
青森県病院局運営部 管理課
電話 ○一七―七二六―八〇三七
- 4 提出部数 一部
- 六 入札書の提出場所等
 - 1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市東造道二丁目一の一
青森県病院局運営部 管理課
電話 ○一七―七二六―八〇三七
- 2 入札書の提出期限
令和四年三月二十八日 午前十一時
- 3 開札の場所及び日時

(一) 場所

青森市東造道二丁目一の一

青森県立中央病院 三階第一会議室

(二) 日時

令和四年三月二十八日 午前十一時

- 七 入札保証金に関する事項
青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百三十二条第一項第二号の規定により免除する。
- 八 契約保証金に関する事項
入札説明書による。
- 九 契約書の取り交わしの時期
令和四年四月一日
- 十 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 十一 その他
 - 1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - 2 入札の無効
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
 - 3 入札書の記載方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち準備期間の一月を除いた十一月分分相当する金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
 - 4 契約金額
令和四年度の契約金額は、落札価格と同額とする。令和五年から令和八年度までの各年度の契約金額は、落札価格に十一分の十二を乗じた額とする。令和九年度の契約金額は、落札価格に十一分の一を乗じた額とする。
 - 5 入札手続の停止等

令和四年度青森県病院事業会計予算が成立しないときは、本件入札の手続について停止等の措置を行うことがある。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be leased:

(1) Meal Serving Wagon 23sets
Dishware Cart 23sets

(2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation

2 Time limit for tender:
11:00 a.m. March 28, 2022

3 Contact point for the notice :
Supply Section
Management Division
Hospital Bureau
Aomori Prefectural Government
2-1-1 Higashitsukurimichi
Aomori city, Aomori 030-8553
Japan
Phone : 017-726-8037

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円